

## 長野県福祉サービス第三者評価事業推進要綱 新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(<u>長野県社会福祉審議会福祉サービス第三者評価推進専門分科会</u>)</p> <p>第4条 県は、前条の業務を実施するに当たり、第三者評価事業の公正・中立性及び専門性を確保する観点から、<u>長野県社会福祉審議会福祉サービス第三者評価推進専門分科会</u>での検討及び意見を踏まえ、同業務を推進する。</p> <p>第5条～第12条 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p>この要綱は、令和元年 月 日から施行する。</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(<u>長野県福祉サービス第三者評価推進委員会</u>)</p> <p>第4条 県は、前条の業務を実施するに当たり、第三者評価事業の公正・中立性及び専門性を確保する観点から、<u>長野県福祉サービス第三者評価推進委員会</u>での検討及び意見を踏まえ、同業務を推進する。</p> <p>第5条～第12条 (略)</p> <p>(追加)</p>